**令和２年度より**

**伊東市浄化槽設置費補助金の内容が変わりました**

**【補助内容改正の背景】**

浄化槽法の一部を改正する法律（平成１２年法律第１０６号）により、新築家屋においては合併処理浄化槽を設置することが義務付けられております。しかしながら、今もなお生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽が数多く残存しており、また、これらの老朽化による破損・漏水が懸念されることから、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換することが喫緊の課題となっています。

　国では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、転換に関する宅内配管工事費の助成制度を新設する等、転換への予算を重点化しております。

　このような背景から、伊東市においても、国の方針に倣い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を重点化するため、補助内容の大幅な改正を行いました。

**大きな変更点は次の３つです**

**１．新築等に伴い新設する浄化槽補助を廃止しました**

新築又は建替（既設の住宅の撤去を要するもの）等に伴い、合併処理浄化槽を新設した場合、下水道事業計画区域外では、一律１００，０００円（下水道事業計画区域内は６０，０００円）の補助を行っていましたが、**令和２年度より廃止となりました。**

**２．単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する際の、宅内配管工事費が助成対象となりました**

設置工事費とは別に宅内配管工事費も補助対象とし、上限１００，０００円を補助します。

**具体的には、合併処理浄化槽への流入管（トイレ・台所・洗面所・風呂等からの排水管）、ますの設置、住宅に隣接する側溝又は浸透桝までの放流管が対象です。**

例）５人槽　設置補助４１４，０００円＋宅内配管補助１００，０００円＝最大５１４，０００円

**３．設置する浄化槽に環境配慮型（消費電力）の要件が加わりました**

消費電力が基準値以下の環境配慮型浄化槽が補助対象となります。

具体的なメーカー機種については、一般社団法人浄化槽システム協会のホームページに掲載されておりますので、参考にしてください。